安全で安心
できる社会を
№127

くらしの情報

平成16年（2004年）３月10日
編集・発行（季刊）西宮市消費生活センター
〒663-8035 西宮市北口町１番１号
電　話　0798-69-3159
ＦＡＸ　0798-69-3162
ホームページhttp://www.nishi.or.jp/~syouhi/

引越しシーズンのトラブルを未然に防ごう

引越しサービスのかしこい利用法

就職、転勤や進学などで移動が多くなる季節です。トラブルなく引越しをするために上手にサービスを利用しましょう！

見積り

複数の業者から見積りを取り、料金、保険適用の範囲、万一の補償、追加料金の有無などを確認のうえ、条件に見合う商品を選びましょう。見積書は必ず受け取り保存しましょう。引越しの見積りは無料ですが、下見については有料の場合がありますので、確認が必要です。また見積りのときに段ボールなどを受け取ると、断る場合には引取料を請求されることがあります。見積り時に内金や手付金は必要ありません。

解約手数料

引越し前々日までは無料、前日は見積書に記載した運賃の10％以内、当日では20％以内となっています。キャンセルをするときは早めに連絡し、その時応対した人の名前や所属をメモしておきましょう。

荷物の紛失や破損

もし、紛失や破損があった場合は受け取りから3ヶ月以内であれば補償を求めることができます。引越し後は、できるだけ早く荷物の数や中身を確認しましょう。

標準引越運送約款

引越しに関しては、国土交通省が標準引越運送約款を定めていますが、独自の約款を作成している業者もあります。契約をしたときは、約款に合意したことになります。

トラブル防止のために

次のことに気をつけましょう。

①業者を選ぶときは、料金だけでなく、サービス内容や対応も比較検討する。②契約書をよく読み、疑問な点は業者に問い合せる。③貴重品などは自分で運ぶ。④引越し後は早い目に荷物の確認をする。⑤トラブルが起きたときのために必ず契約書を保管し、担当者の名前も聞いておく。⑥転居先の下見や家具の配置、荷物の搬入路の確認も忘れずにしておく。

引越しに関して詳しいことは（社）兵庫県トラック協会へお問い合せください。078－882－5556

その他の手続き

電気、ガス、水道、電話の手続き、住民票の転出入届、子供の転校手続きなども必要です。

だれが負担するの？ 原状回復費用

引越しが多くなるこの時期、「賃貸住宅の退去時に特に汚していないのに壁紙や畳などの全面張替えをすると高額の修繕費を請求された」など敷金の返還や原状回復に関する相談が増加します。

原状回復とは

賃貸住宅を退去するとき、借り主は元の状態に戻して貸し主に返還するという原状回復義務がありますが、原状回復とは、住居を借りた当時の状態に戻すということではありません。

通常の使用による畳や壁紙などの色あせや家具の跡など経年変化で生ずる損耗に対しては、原則として借り主に原状回復・費用負担義務はないとされています。

また、原状回復について特約を設けている場合、特約の必要性があり、暴利的でないこと、また借り主が、その内容を理解し、合意していることが必要です。

国土交通省が作成し、平成16年2月に改定された『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』では、原状回復をめぐるトラブルの未然防止と迅速な解決のために、借り主・貸し主の負担割合などの一般的な基準が示されています。

トラブル防止のために

契約をするときには、原状回復の内容・特約などを確認し、納得できるまで説明を求めましょう。

入居時・退去時には貸し主・借り主双方が立会い、室内の点検を行い、傷などがあれば確認し、写真などに記録を残しましょう。

また、退去の際には、費用負担について納得がいくまで話し合うことが大切です。

話し合いで解決できないときは、小額訴訟制度を利用する方法もあります。

《小額訴訟制度》

30万円以下（平成16年4月1日以降は60万円以下）の金銭の支払をめぐるトラブルを少ない費用と時間で解決することを目的とした制度

国土交通省発行『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』から（具体例）

貸主が負担すべきと考えられるもの

- ○ 特に破損していない畳の裏返し、表替え
- ○ 壁に張ったポスターや絵画などの跡
- ○ 借り主が設置したエアコンのビス穴や跡
- ○ テレビ、冷蔵庫などの後部壁面の黒ずみ
- ○ 日照などの自然現象による畳、クロスの変色
- ○ 全体のハウスクリーニング（借り主が通常の清掃をしている場合）

借主が負担すべきと考えられるもの

- ○ 引越作業で生じたひっかきキズ
- ○ キャスター付きのいすなどによるフローリングのキズやへこみ
- ○ 畳やカーペットのタバコによる焦げなど
- ○ 結露を放置したことにより拡大したシミ、カビ
- ○ 飼育ペットによる柱などのキズ
- ○ 手入れを怠った風呂、トイレ、洗面台の水アカ、カビなど

消費生活センター相談コーナー
０７９８－６４－０９９９
《受 付 日》　月曜～金曜（祝日を除く）
《受付時間》　午前９時～正午
午後１時～午後４時30分
（相談は市内在住の方に限ります。）

平成16年４月から 総額表示方式がスタートします

平成16年４月から価格の表示が消費税相当額を含んだ支払総額を表示する「総額表示方式」に変わります。

「総額表示義務付け」で値札や広告を見ればいくら払えばいいのか一目で分かるようになり、価格の比較が容易になります。

〈値札の表示例〉

525円（税25円）

210円（税込）

総額表示の対象（例）

- ○ 値札、商品棚、店内の表示、商品カタログなどの価格表示
- ○ 商品につける価格表示
- ○ 新聞折り込広告、ダイレクトメールなどのチラシ
- ○ 新聞、雑誌、テレビ、ホームページ、電子メールなどの媒体を利用した広告

「総額表示」が義務付けられる単価などの表示例

【税抜表示】　→　【総額表示】
肉の量り売り
100g　３００円　→　100g　３１５円
ガソリン
1リットル　１００円　→　1リットル　１０５円
不動産仲介手数料
売買価格の３.00％→売買価格の３.15％